

日本フードシステム学会賞審査規程

第1条 本規程は学会賞の審査に関する事項を定める。

第2条 選考委員（学会賞選考委員並びにフロンティア賞選考委員。以下同じ）の委嘱にあたっては、分野別の均衡を考慮する。選考委員長以外の選考委員は、任期が終了するまで公表しない。

第3条 選考委員会（学会賞選考委員会並びにフロンティア賞選考委員会。以下同じ）における受賞候補者の選定は、協議のうえ多数決によるものとし、賛否同数の場合は委員長がこれを選定する。また選考委員会は、必要に応じて正会員の中から専門委員を指名し、その意見を聞くことができる。

第4条 学術賞、研究奨励賞の選考対象とする研究業績は、著書、論文とする。フロンティア賞は学際的かつ産官学協同の研究団体を標榜する本学会に相応しいものとして創設する。その選考対象とする業績は、著書、論文、調査研究報告書のほか、本学会大会における報告（支部研究会を含む）等により内容が明らかであるものとする。また、功績賞は、永年にわたりフードシステム研究の組織化、研究成果の編集・公刊等フードシステム学の発展に貢献するとともに、本学会活動に対し大きく貢献した会員を対象とする。

第5条 受賞候補者を推薦しようとする者は、選考委員会で定めた期日までに、所定の様式に基づき、候補者の氏名、所属機関、職名、略歴、対象業績の題目と2000字以内の要約（功績賞にあつては業績一覧とその説明）、推薦理由を記した推薦書及び対象業績（フロンティア賞にあつては対象業績の内容を明らかにするもの。功績賞にあつては選考委員会がとくに提出を求めた場合以外は不要）を各7部、会長に提出するものとする。

第6条 学術賞、研究奨励賞の選考対象となる業績は、推薦受け付けを開始する年の2ヶ年前の4月1日から推薦締め切り2ヶ月前となる月末日に至るまでの間に刊行もしくは発表されたものとする。

第7条 原則として学術賞は毎年2件以内、研究奨励賞は毎年2件以内、フロンティア賞は毎年2件以内とし、推薦締め切り翌年の大会時に開催される総会で表彰する。

第8条 副賞は記念品とする。

第9条 学会賞の候補者の推薦方式とその公表、ならびに選考基準等にかかわる申し合わせ等は、選考委員会で審議決定し、常任理事会の承認をえるものとする。

第10条 本審査規程の改正は、常任理事会の議を経て理事会で決定し総会で報告する。

付 則 1. フロンティア賞ならびに功績賞については、当面、選考委員会において選考基準等を検討することとして、その公募推薦を数年先に引き延ばすことができる。

2. 本規定は2000年6月17日に制定し、同日から施行する。

2002年6月15日改正。2004年6月19日改正。2012年6月16日改正。

2014年6月14日改正。